

J:COM LINK サービス利用規約

株式会社ジェイコム札幌

株式会社ジェイコム東京

株式会社ジェイコム千葉

株式会社ジェイコム埼玉・東日本

株式会社ジェイコム湘南・神奈川

土浦ケーブルテレビ株式会社

株式会社ジェイコムウエスト

株式会社ケーブルネット下関

株式会社ジェイコム九州

大分ケーブルテレコム株式会社

2024年1月1日

第1章 J:COM LINK サービス

第2章 録画用ハードディスク (J:COM LINK 専用)

第1章 J:COM LINK サービス

第1条 (規約の適用)

表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下「当社」といいます。）は、J:COM TV サービス加入契約約款（以下「TV 約款」といいます。）に規定する当社が別に定める定期契約の契約者には、この J:COM LINK サービスの利用に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、J:COM LINK サービス（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。

- 2 TV 約款に規定されている事項と、本規約に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先します。特段断わりが無い場合は、それぞれのサービスに関する規定は、それぞれの約款の規定に準じます。

第2条 (規約の変更等)

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条 (用語の定義)

本規約において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）または電気通信事業法および関連法令等において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
J:COM LINK	本サービスの提供に限り使用される、放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器（以下「J:COM LINK」といいます。）
モバイル端末	タッチパネル式等の表示・入力部を持ったスマートフォン、タブレット端末（以下「モバイル端末」といいます。）
コンテンツ	当社や提携事業者等が提供する各種の有償または無償のコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）
アプリケーション	当社および各提供事業者が提供する J:COM LINK 上で動作するアプリケーション、モバイル端末で動作するアプリケーション（以下「アプリケーション」といいます。）
NET 約款	当社が別に定める「インターネット接続サービス契約約款」
録画用ハードディスク (J:COM LINK 専用)	当社が契約者に貸与した J:COM LINK 対応録画用ハードディスク及び付属品

第4条 (本サービスの内容)

当社は、TV 約款に定める事項のほか、下記のサービスを提供します。

地域事情、建物（配線）状況により、双方向通信機能が利用できない場合があります。

(1) 本サービス

- ・ J:COM LINK を利用したコンテンツ
- ・ J:COM LINK を利用したアプリケーション

第5条（契約期間）

TV 約款で定める期間が契約期間になります。

- 2 コンテンツについては、各種のコンテンツの定めに従います。

第6条（提供条件）

本規約で定めるサービスは、下記の契約者に限り、提供します。

- (1) TV 約款に規定する J:COM LINK の契約者
 - (2) TV 約款、NET 約款および J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する当社が別に定める定期契約の契約者
 - (3) その他当社が特に認める場合
- 2 プライマリ電話サービスの契約者には本サービスを提供しません。
 - 3 J:COM LINK を利用したインターネット接続サービスには、当社の NET 約款に定める（利用に係る契約者の義務）および（禁止事項）を準用します。
 - 4 契約者が、TV 約款、NET 約款およびプライマリ電話サービス契約約款または J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める規定に反していると当社が認める場合、本サービスを提供しないことがあります。

第7条（申込と解約等）

本規約で定めるサービスへの申込および解約に関する規定は、当社が別に定める TV 約款に準じます。

- 2 本サービス解約後は本サービスの利用および TV 約款に基づく放送サービスの利用はできません。
- 3 本サービスの提供中に、NET 約款に定めるインターネット接続サービスを解約した場合、当社が J:COM LINK の接続設定を行うまで、双方向通信機能が利用できません。

第8条（アプリケーションの提供）

本サービスの契約者は、別記1に定める本サービスを利用するためのアプリケーションおよび、契約者自身があらたにインストールするアプリケーションの提供をそれぞれのアプリケーションの利用規約に同意した上で、受けることができます。なお、アプリケーションの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。

- 2 契約者自身があらたにインストールするアプリケーションについて、当社は動作を保証しないものとします。また、予告なく内容の変更や、配信が停止、終了することがあります。

第9条（サービスの一時停止）

契約者は、当社が TV 約款で定める期間の一時停止を申し出ることができます。

第10条（知的財産権および成果物の帰属）

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行なうことはできません。

- 2 利用者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとします。
- 3 当社は、利用者の本サービス利用に関する視聴率等の統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報およびこれらに基づく情報は当社に帰属し、利用者はいかなる権利も持たないものとします。

第 11 条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン（平成 29 年 4 月 27 日総務省告示第 159 号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年 4 月 18 日総務省告示第 152 号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよび本規約の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

- 2 当社は、契約者の個人情報（別記 3）を次に掲げる目的のために利用するものとします。
 - (1) 契約者の確認や利便性の提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、および料金請求や収納業務等のため。
 - (2) アンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図り、あるいは集計・分析を行い、統計資料を作成するため。
 - (3) 契約者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベントまたは業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため。
 - (4) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
 - (5) 契約者世帯のテレビの視聴日時、チャンネル、および番組内容（以下総称して「視聴履歴」といいます。）、J:COM LINK の双方向通信サービスまたはインターネットの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます）、J:COM LINK の操作に関する記録、および J:COM LINK を接続するテレビ受像機等の情報を利用し、営業・販売活動の促進やプロモーションを行い、またはお勧め情報の表示を行うため。
 - (6) 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
 - (7) 上記 (1) ～ (6) のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、当社が契約者の個人情報を利用することがあります。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 当社は、本条第 2 項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を業務委託先に委託することができるものとします。
- 5 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 予め契約者本人の同意を得た場合。
 - (2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であつて、本条第 2 項、第 3 項に規定する利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱う場合。
 - (3) 本条第 3 項に規定する事項に該当する場合。
- 6 当社は、視聴履歴の取得から最大 7 年間の保存期間の経過後、当該情報を削除するものとします。ただし、当該保存期間の経過を待たずに当社が不要と判断した場合は、直ちに削除するものとします。
- 7 当社は、契約者が J:COM LINK 上で所定の設定を行った場合には、本条第 2 項第 5 号に規定する目的で視聴履歴を利用しないものとします。

第 12 条（責任の制限）

本規約で定めるサービスにおいて、当社は TV 約款に定める場合のほか、責任を負いません。契約するサービスおよび宅内の配線状況によっては、一部機能がご利用いただけない場合があります。

- 2 モバイル端末向けアプリケーションを利用するために必要なスマートフォン等やインターネット接続環境は、利用者が自身で用意するものとします。
- 3 モバイル端末向けアプリケーションを利用するにあたり必要となる通信費は、利用者が負担するものとします。
- 4 モバイル端末向けの機能を利用するために必要なペアリング等は利用者自身で行うものとします。

第 13 条（利用者の維持責任）

当社は、契約者にサービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。

2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3 契約者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、TV 約款で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

5 当社がこの利用規約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

第 14 条（貸与品の交換および修理）

前条第 3 項に該当しない場合で、貸与品に不具合が発生した場合、当社は交換もしくは修理を行いません。

- 2 貸与品の交換および修理に際して、貸与品内部に保存されているコンテンツサービスや、データ等は全て消去します。保存が必要な場合は、契約者が事前に保存を行なう必要があります。なお、有料のコンテンツサービスは、再度コンテンツサービスをダウンロード等する際に料金を請求されることはありません。
- 3 当社は、契約者の責に帰さない場合には、貸与品の交換および修理に関する費用の負担は求めません。

第 15 条（損害賠償額の制限）

利用者が本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、本サービスの 1 か月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第 16 条（債権の譲渡）

当社は、本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合、契約者は、当該債権の譲渡および当社が契約者の個人情報譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 17 条（譲渡禁止）

利用者は、本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三のために担保に供してはならないものとします。

第 18 条（合意管轄裁判所）

利用者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 章

録画用ハードディスク（J:COM LINK 専用）

第 19 条（サービスの内容）

当社は、J:COM LINK 契約者のうち、希望する者に対し、有償で録画用ハードディスク（J:COM LINK 専用）（以下「録画用 HDD」といいます。）を貸し出します。

第 20 条（サービス利用契約の成立）

録画用 HDD の貸し出し（以下「録画用 HDD サービス」といいます。）の申込をしようとする者は予め本規約が適用されることを承諾した上で、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知するものとします。当社がこの通知に対し、承諾することにより、賃貸借契約が成立するものとします。

2 賃貸借契約の開始日は、当社が録画用 HDD を設置した日、または契約者が自身で宅内工事をする場合には当社から郵送する録画用 HDD が契約申込書に記載された住所に着荷した日とします。

3 当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
- (2) 申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがある場合

第 21 条（契約者からの解約）

契約者が録画用 HDD サービスを解約する場合、契約者が当社に対し、解約を希望する旨を通知するものとします。なお、解約日は、録画用 HDD の撤去日とします。

2 世帯内の J:COM LINK に関する契約をすべて解約した場合は、録画用 HDD サービスの解約日は、J:COM LINK の解約日と同日とします。

第 22 条（契約申込みの撤回）

設置工事日、または契約者が自身で宅内工事をする場合には当社から郵送する録画用 HDD が契約申込書に記載された住所に着荷した日から 8 日を経過する日までの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力が生じます。

3 第 1 項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、契約者は録画用 HDD を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。

4 前項の規定により録画用 HDD が当社へ返却されない場合、契約者はその損害等を賠償する責任を負うものとします。

第 23 条（料金の適用）

録画用 HDD サービスの利用にかかる料金は、料金表Ⅱに定めるところによります。

2 契約者は、賃貸借契約の開始日の翌月から別記 2 に定める方法により料金を支払うものとします。

3 当社は、録画用 HDD サービスの解約日を含む月は、当該解約日までの日割りで計算した額を請求します。

4 当社は、本規約で別段定めがある場合を除き、受領した月額利用料の返還は行いません。

第 24 条（録画用 HDD の貸与）

当社は、契約者に録画用 HDD を貸し出します。

2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3 契約者は故意または過失により録画用 HDD の故障が生じた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、料金表Ⅱで定める機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

- 4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある録画用 HDD 等の交換作業の実施に同意し、協力するものとします。
- 5 本サービスを解約した場合は録画用 HDD を返却するものとします。

第 25 条（免責事項）

録画 HDD に記録されている記録内容（コンテンツ）は保証の対象外となります。

料金表 I

当社は、本サービスに係る料金を、TV 約款に定めるほか、定めのないものについてはこの料金表に従い適用します。

1. 工事費等

区分	設置および撤去工事費	故障点検・補修費
J:COM LINK	実費	実費

2. 損害金(不課税)

区分	料金額（不課税）
J:COM LINK	20,000 円/台
J:COM LINK 専用リモコン	1,300 円/個（※1）
取扱説明書	実費

※1 リモコンのみ未返却の場合、1 個毎に適用します。

3. 手続きに関する料金

区分	サービス変更手数料
J:COM LINK	別に算定する実費相当額

4. 初期費用

区分	初期費用
J:COM LINK サービス	-

料金表 II

1. 工事費等

区分	設置および撤去工事費	故障点検・補修費
録画用ハードディスク（J:COM LINK 専用）	実費	実費

2. 提供価格（月額基本料金）

契約内容	提供価格/台
J:COM LINK を含む契約の場合	800 円（税込 880 円）
学割・U26 割適用の場合	1,200 円（税込 1,320 円）

2. 損害金(不課税)

区分	料金額（不課税）
録画用ハードディスク（J:COM LINK 専用）	4,500 円/台

3. 手続きに関する料金

区分	サービス変更手数料
録画用ハードディスク（J:COM LINK 専用）	別に算定する実費相当額

4. 初期費用

区分	初期費用
録画用ハードディスク (J:COM LINK 専用)	-

別記 1 第 8 条関連

(ア) 当社が提供する J:COM LINK 上で動作するアプリケーション

アプリケーション	提供事業者
J:COM STREAM	当社
川島隆太教授のテレビいきいき 脳体操	当社

(イ) 各提供事業者が提供するアプリケーション

アプリケーション	提供事業者
Netflix	Netflix 株式会社
Disney+	ウォルト・ディズニー・ジ ャパン株式会社
DAZN	DAZN Limited
Prime Video	アマゾンジャパン合同会社
TVer	日本テレビ放送網株式会 社、株式会社テレビ朝日、 株式会社 TBS テレビ、株式 会社テレビ東京、株式会社 フジテレビジョン及び株式 会社 TVer
NHK プラス	日本放送協会
ABEMA	株式会社 AbemaTV
釣りビジョン VOD	株式会社釣りビジョン
J SPORTS オンデマンド	株式会社ジェイ・スポーツ
WOWOW オンデマンド	株式会社 WOWOW
Android TV 標準搭載アプリ Google Play ストア Google Play ムービー&TV Google Play ゲーム YOUTUBE YOUTUBE ミュージック	Google LCC

(ウ) セキュリティソフトウェア

アプリケーション	提携事業者
ウイルスバスターfor au	KDDI 株式会社
マカフィーセキュリティ for TV	マカフィー株式会社

(エ) 当社が提供するモバイル端末向けアプリケーション

アプリケーション	提供事業者
J:COM LINK (XA401)	当社
J:COM LINK (XA402)	当社
DiXiM Play for J:COM	当社
J:COM STREAM	当社

別記2 料金の支払方法

- 1 契約者は、料金について、支払日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 2 契約者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。
- 3 クレジットカードによる場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
- 4 第2項および第3項にかかわらず、当社が特に定める場合には、契約者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
- 5 契約者は、契約の申込を行なう場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還いたしません。
- 6 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
- 7 当社は、毎月1日から末日までを1ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
- 8 当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、原則、当該月内に請求するものとします。

別記3 契約者に関する情報

- 1 契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、職業、勤務先、生年月日等に関する事項。
- 2 契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日（一時停止および再開をした日を含みます。）、その他当社に請求、通知等した日に関する事項。
- 3 契約内容に関する事項。
- 4 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
- 5 視聴履歴、J:COM LINK の双方向通信サービスの利用履歴（画面操作およびアプリケーション操作を含みます。）、およびJ:COM LINK を接続するテレビ受像機等の情報に関する事項。
- 6 インターネット利用履歴（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます）に関する事項。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年11月25日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年1月25日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年1月1日から実施します。